

1 上位関連計画

(1) ぐんま・県土整備プラン 2020 (R2. 12 群馬県)

計画の位置づけ	2040 年に目指す将来像の実現に向けて、道路や河川、砂防施設、県立公園、下水道、県営住宅など、社会資本の整備や維持管理を「どのような考え方で、どのように進めていくか」を示す県土整備分野の最上位計画
計画期間	令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 か年計画
2040 年に目指す将来像	災害に強く、安定した経済活動が可能な群馬県 誰もが安全・快適に移動でき、人と人、人と地域のつながりを生み出す群馬県 地域に愛着や誇りを持ち、良好な社会環境のもとで持続的に暮らせる群馬県
地域計画編 邑楽館林地域	
対象市町村	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
主要事業一覧 (大泉町)	継続事業 政策 1 災害レジリエンス No. 1 の実現 ・一級河川休泊川（下流工区）河川改修事業 ・一級河川休泊川（上流工区）河川改修事業 政策 3 多様な移動手段の確保 ・県道綿貫篠塚線（東小泉工区）電線共同溝事業

(2) 東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(R2.12 群馬県)

計画対象区域の範囲	桐生都市計画区域、新里都市計画区域、太田都市計画区域、 藪塚都市計画区域、館林都市計画区域、みどり都市計画区域
目標年次	都市づくりの基本理念、将来の都市構造については、令和 17 年を想定し、土地利用、都市施設等の決定の方針については、 令和 7 年を目標年次として作成する。
都市づくりの目標	「ぐんまらしい持続可能なまち」 ～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”を つくりだします～
将来における想定人口 【令和 7 年】（目標年）	市街化区域 おおむね 317.8 千人 市街化調整区域 おおむね 133.2 千人
市街化区域の想定規模 【令和 7 年】（目標年）	12, 126.8ha
太田都市計画区域	
区域の範囲	太田市の一部、大泉町
区域区分の有無	区域区分を定める

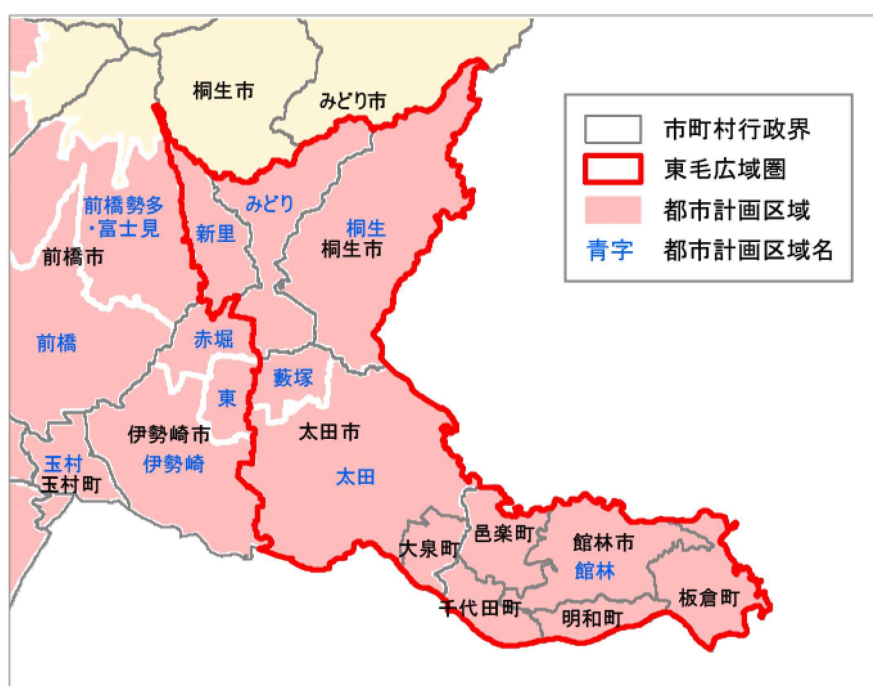


図 東毛広域都市計画圏における都市計画区域
(資料：東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

(3) 大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～ (H31.3 大泉町)

基本理念	未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり	
将来都市像	「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ」 ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～	
基本目標	I 産業振興	活力とにぎわいのあるまち
	II 基盤整備	快適で住みやすいまち
	III 行財政と協働	互いにおもいやり、みんなで築く協働のまち
	IV 保健福祉	誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち
	V 生活環境	環境と調和した安全安心なまち
	VI 生涯学習	夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち

2 大泉町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する基本方針（以下「大泉町都市計画マスタープラン」という。）の改訂を行うに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、大泉町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、大泉町都市計画マスタープランの改訂に係る原案の策定を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員長は副町長をもって充てる。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、大泉町都市計画マスタープランの改訂が完了したときにその効力を失う。

別表（第3条関係）

副町長、総務部長、企画部長、財務部長、健康福祉部長、住民経済部長、都市建設部長、教育部長
--

3 大泉町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

平成31年度（令和元年度）、令和2年度		
所属・役職	氏名	備考
副町長	飯田 健	委員長
総務部長	竹内 寿治	
企画部長	長谷川 久仁子	
財務部長	堀本 俊行	
健康福祉部長	笠松 智広	
住民経済部長	石川 肇	
都市建設部長	久保田 治男	
教育部長	大澤 慎哉	

4 大泉町都市計画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属	備考
学識経験のある者	湯沢 昭	前橋工科大学名誉教授	会長
〃	茂木 透	大泉町商工会長	
〃	久保田 眞司	大泉町農業委員会長	
〃	大場 保央	邑楽館林農業協同組合 大泉支所長	
町議会の議員	塚田 義一	大泉町議会議員	
〃	堀越 幸広	〃	
〃	宮永 万里子	〃	
〃	浅野 正己	〃	
県の職員	小竹 彰	群馬県館林土木事務所長	
〃	石綿 義彦	大泉警察署生活安全課長	
町内に住所を有する者	小林 一夫	大泉町民	
〃	村田 明美	〃	

5 第二次大泉町都市計画マスタープラン一部改訂の経過

年月日	会議・事項	備考(主な会議内容等)
平成 31 年 4 月 1 日	大泉町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	・ 施行
令和元年 7 月 11 日	第 1 回策定委員会	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン進捗状況調査の依頼等
令和 2 年 6 月 26 日	第 2 回策定委員会	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン進捗状況調査の結果 ・ 町の課題、第二次都市づくり構想、実現化の方策の検討
令和 2 年 7 月 30 日	第 3 回策定委員会	・ 計画の概要と位置づけ、町の現況の検討等
令和 2 年 10 月 13 日～ 令和 2 年 11 月 15 日	パブリックコメント実施	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（素案）について
令和 2 年 12 月 11 日	第 4 回策定委員会	・ パブリックコメント結果報告 ・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（原案）について
令和 3 年 3 月 24 日	大泉町都市計画審議会	・ 第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）（案）について

6 用語解説

- ・ **アメニティ (amenity)**
環境などの快適性。
- ・ **安全安心メール (あんぜんあんしんメール)**
安全・安心のまちづくりの一環として、登録された方の携帯電話などへ不審者、火災などの情報を町がお知らせするメール配信のこと。
- ・ **NPO (Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization)**
様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
- ・ **オープンスペース (open space)**
公園・広場など、建築物に覆われていない土地の総称。
自由に不特定多数の立ち入りが可能で、空間的に開放された地表面または広がりを持った場所をいう。
- ・ **街区公園 (がいくこうえん)**
主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- ・ **街路事業 (がいろじぎょう)**
都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設のうち、道路、駅前広場、都市高速鉄道、駐車場等を事業認可を取得して都市計画事業として整備する事業のこと。
- ・ **環境負荷 (かんきょうふか)**
環境を保全する上で問題となる、ゴミ処理・排水・大気汚染等の環境に与えるマイナスの影響のこと。
- ・ **狭あい道路 (きょうあいどうろ)**
主に幅員 4m 未満の狭い道路のこと。
- ・ **協働 (きょうどう)**
複数の主体が、共通の目的に向かって力を合わせて活動すること。
本マスタープランでは、住民と行政とが、目的と情報を共有の下、地域や社会の課題解決のため、お互いに尊重し合いながら責任と役割を分担し、協力してまちづくりを行うことを指す。
- ・ **近隣公園 (きんりんこうえん)**
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- ・ **区域区分 (くいきくぶん)**
無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。
- ・ **景観 (けいかん)**
まちを構成する自然や建築、山並みなど、視覚で捉えられる街並みや自然などまちの風景・景色・眺めのこと。

・コンパクト・プラス・ネットワーク (compact-plus-network)

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

・災害レジリエンス(さいがい resilience)

想定外の大規模な災害時においても、致命傷を回避しつつ被害を最小化する「防災力」、そして、県民の暮らしや経済活動を速やかに立ち直らせる「回復力」のこと。災害に対する強靱性。

・市街化区域(しがいかくいき)

都市計画区域のうち、土地利用を適切に誘導して、市街化を図るべき区域。

既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

・市街化調整区域(しがいかちょうせいくいき)

都市計画区域のうち、自然環境や農業等を保全するために、市街化を抑制すべき区域。

・修景(しゅうけい)

街並みや自然などの景観(風景・景色・眺め)を整備、保全すること。

・樹園地(じゅえんち)

木本性周年作物(果樹、茶、桑のほか、オリーブ、たけのこを取る目的の竹林、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、ホップなど)を規則的に、また連続的に栽培している土地で、同一種類が1アール以上まとまっているもので、肥培管理をしている土地のこと。

・シンボリック(symbolic)

象徴的である様子。

・生活基盤施設(せいかつきばんしせつ)

学校、病院、公園など、生活の基盤を形成する施設。

・生活利便施設(せいかつりべんしせつ)

日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院などの施設のこと。

・総合公園(そうごうこうえん)

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

・ダイバーシティ(diversity)

多様性のこと。性別、人種、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を積極的に活用しようという考え方。

・地区計画(ちくけいかく)

良好な市街地環境の形成または維持のために、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める計画。

地区の目標や方針を定めるほか、公園・道路等の施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について細かなルールを定めることができる。

・ **低・未利用地(てい・みりょうち)**

長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

・ **都市基盤施設(としきばんしせつ)**

道路、公園、河川、上下水道など、都市活動を支える基本となる施設。

・ **都市計画区域(としけいかくくいき)**

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域として、都道府県が定める区域。

・ **都市計画公園(としけいかくこうえん)**

都市計画法に基づき、公園として都市計画決定された施設。都市公園であっても、都市計画決定されていないものは、都市計画公園にならない。

・ **都市計画提案制度(としけいかくていあんせいど)**

自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 2/3 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度。

・ **都市計画道路(としけいかくどうろ)**

都市計画法に基づき、道路として都市計画決定された施設。都市の骨格を形成し、安心して安全な生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設。

・ **都市公園(としこうえん)**

都市公園法に基づき、設置される公園又は緑地。管理をすることとなる者が公告することにより設置される。人々のレクリエーションの空間や良好な都市景観の形成など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設。

・ **都市づくり(としづくり)**

土地利用や都市施設のような、物的な側面に着目した概念。

本マスタープランでは、都市空間の整備にかかわる取り組み全般をさす。

・ **土地区画整理事業(とちくかくせいりじぎょう)**

土地区画整理法に基づき、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

・ **農業粗生産額(のうぎょうそせいさんがく)**

農業生産によって生み出された経済的価値。

稲作・畑作・畜産などの農業生産によって得られる農畜産物と、農畜産物を原料として作られた「干し柿」「かんぴょう」「畳表」等の加工農産物を販売して得た利益額をさす。

・ **パブリックコメント(public comment)**

町が実施する施策や計画を「素案」の段階で公表し、町民の皆さんから広くご意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定し、さらに提出された意見とそれに対する町の考え方を公表するという一連の手続き。

・バリアフリー化(barrier-free か)

障害者や高齢者等が生活する上で、行動の妨げになる障壁(バリア)を取り去った空間とすること。

・風致地区(ふうちちく)

都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。良好な自然景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な区域について定める。

・防災行政無線(ぼうさいぎょうせいむせん)

県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。

・まちづくり(まちづくり)

土地利用や都市施設のような、物的なものに加え、行政制度などの仕組みづくりやコミュニティ活動など幅広い内容を含む概念。

本マスタープランでは、住民・事業者が創意工夫し、まちの課題を解決していく取り組み全般をさす。

・ユニバーサルデザイン(universal design)

まちづくりやものづくりなどを進めるにあたり、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

・用途地域(よううちいき)

一定の地域において、様々な用途の建物が混在することによる生活環境の悪化や操業環境の制限を防ぎ、良好な市街地環境を維持・形成するために、建築可能な建物の用途・規模等を定めた地域。

・ライフスタイル(life style)

人間の生活様式や生き方。

・ワークライフバランス(work-life balance)

仕事と生活の調和。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現していくこと。

第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）

令和 3 年(2021 年)3 月発行

発 行 大泉町

編 集 都市建設部 都市整備課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号

Tel 0276-63-3111(代表)

Fax 0276-63-3921

ホームページ : <https://www.town.oizumi.gunma.jp/>

都市計画マスタープラン履歴

平成 10 年(1998 年)3 月 計画策定

平成 23 年(2011 年)3 月 第二次計画策定

令和 3 年(2021 年)3 月 第二次計画一部改訂

第二次大泉町
都市計画マスタープラン
(一部改訂版)